○ 當年度ニ於ケル最初ノ定式ノ株主
總會ハ營業年度ノ終了ノ後三箇
月以内ニ之ヲ招集スヘシ
臨時總會ハ必要アル場合ニ於テ
隨時之ヲ招集スヘシ
總會ハ定款ニ別段ノ定アルニ非
サレハ取締役之ヲ招集ス
總會ヲ招集スルニハ會日ヨリ少
クトモ一週間前ニ各株主ニ對シ
其通知ヲ發スヘシ
但シ此期間ハ定款ヲ以テ之ヲ伸
縮スルコトヲ得
總會ハ定款ニ別段ノ定アルニ非
サレハ本店ノ所在地又ハ之ニ隣
接スル地ニ於テ之ヲ開クヘシ
總會ノ議長ハ定款ニ別段ノ定ア
ルニ非サレハ總會ニ於テ之ヲ選
任ス

東京毎夕新聞社原稿用紙